



土地・建物・株式・貴金属などを売却された方は必見！

『土地や株\*を売ったが申告の仕方がわからない』  
『家を購入したが税金は安くなるの?』 などなど…  
そんなお悩みを税理士が個別にサポートします！

※「特定口座（源泉徴収あり）」を選択している場合、証券会社が納税を代行するため原則として確定申告は不要です！

令和7年分所得税決算申告個別相談会

税理士による「**税務個別相談会**」

【特別枠】

例年、商工会では個人の青色申告会員を対象に、別紙のとおり決算指導を実施しております。そのような中、通常の決算申告ではなく、譲渡所得などの分離課税申告が必要となる方が散見されており、予約時間の一時間では納税額まで算出できず、ご不便をお掛けしております。このたび、よりスムーズな確定申告を行っていただけるよう標記相談会を別枠で開催することといたしました。つきましては、対象となる方は通常(別紙)の決算申告会の予約ではなく、下記申込書によりお申込みくださいますようお願い申し上げます。

1. 開催日時 令和8年**2月18日(水)** お一人につき 60 分間(完全予約/1日6名様)

2. 対象となる方

- ☑ 土地・建物や株式・貴金属などを売買された方
- ☑ 住宅を取得し初めての申告をされる方
- ☑ 決算・確定申告について税理士へ相談したい方

3. 相談担当 関東信越税理士会太田支部所属 税理士

4. お申込み方法(事前予約制)

申込書にご記入のうえ、各相談日一週間前までに FAX・メール等でお申し込みください  
【 FAX 0295-52-2935 / Mail info@hitachiomiya-shoko.jp 】

※相談内容により、事前に関係書類の提出をお願いする場合があります

※この相談会では税理士は、申告書作成に必要な書類の説明や考え方などアドバイスのみを行います。申告書の作成につきましては、通常どおりご自身で作成、税理士へご依頼、または税務署に事前予約のうえ作成していただきますので、お早目の申告をおすすめいたします。



申告書作成前の準備作業をお手伝いします。相談料は無料です！

◇税理士による「**税務個別相談会**」申込書

令和8年 月 日

希望日	2/18 (水)	希望時間	9:00・10:00・11:00・13:00・14:00・15:00		
☞ 希望する時間に○を付してください。後日、時間調整をいたします					
事業所名			氏名		
住所			連絡先		
相談内容	できるだけ具体的に、別紙でも可				